

第3回法テラスの在り方に関する有識者検討会（提出資料）

2026年5月25日

一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク理事 生水 裕美

1. 法律扶助制度の在り方について

○法律扶助制度は、自治体の相談窓口等と連携し、生活困窮者等の司法アクセスを支える重要な仕組みです。実際に自治体窓口では、法律扶助制度の活用を案内し、相談者を弁護士・司法書士（以下「法律専門職」）につなぐ支援が行われています。一方で、自治体の相談現場からは、「法律扶助制度の利用を案内しても、受任に至らないケースが増加している」との声も聞かれます。

○特に、DV 被害者や障がいのある方など、継続的かつ丁寧な支援を必要とするケースでは、この傾向が顕著であるとの指摘があります。現場の弁護士からも、「支援の必要性は認識しているものの、対応に多くの時間や労力を要する案件については、現行の報酬体系との関係から継続的な受任が難しい場合がある」との意見が聞かれます。

○このように、自治体等による制度活用の働きかけが、必ずしも実際の受任につながっていない状況については、制度の実効性確保の観点から早急に対応が必要な課題であると考えます。生活困窮者等が司法アクセスから取り残されることのないよう、法律専門職が継続的に受任しやすい環境整備を含め、報酬体系等の在り方について検討が必要と考えます。

○なお、日本弁護士連合会が提唱する、被援助者・援助者双方にとって利用しやすい持続可能な「給付制」への移行については、司法アクセス向上に向けた重要な方向性を示すものと考えます。その上で、現行制度における課題として、以下の点について提起します。

① 積極的な広報による制度周知

司法アクセスの第一歩は、制度の存在や利用可能性を必要な方に適切に届けることにあります。このため、従来型の周知に加え、SNS や動画等を活用したデジタル広報の充実や、自治体や医療機関、民間支援団体等との連携した継続的な周知体制の整備が必要です。

また、潜在的な法的支援ニーズに対応する観点から、必要な方に対し「法的支援による解決可能性がある」という情報を届けるアウトリーチ型の周知強化が必要と考えます。加えて、窓口担当者が制度を円滑に案内できるよう、多言語対応や分かりやすい案内ツールの整備も重要です。制度の利用促進と信頼性向上に向け、司法と市民との距離を縮める広報体制の充実が求められます。

② 準生活保護層への償還免除拡大と手続簡素化

生活再建途上にある被援助者にとって、立替金の償還負担は大きな不安要素となり得ます。準生活保護層への償還免除対象の拡大については重要な論点であり、あわせて、償還免除申請時における事務負担の軽減も必要と考えます。

現状では、免除申請時に改めて収入証明や資産状況等の資料提出が求められる場合がありますが、既に生活困窮状態にある利用者にとっては、この手続きで求められる事務処理のハードルが極めて高く、制度利用の障壁となる場合も考えられます。例えば、福祉サービスの利用実績等を資力確認資料として活用するなど、一定の簡素化に向けた制度的対応が必要と考えます。制度が生活困窮者支援のセーフティネットとして機能するためには、利用しやすい申請プロセスの整備が重要です。

③ 一部免除制度の導入と報酬構造の整理

被援助者の負担軽減と、法律専門職への適正な対価確保を両立する観点から、「一部免除制度」の導入について検討の余地があると考えます。これは、日弁連が提唱する給付制への移行に向けた段階的方策としても位置付けられる可能性があります。現行の全額償還原則を見直し、利用者の支払能力に応じた負担設定を行うことが考えられます。

ここで重要なのは、「被援助者の支払額」と「法律専門職への報酬」を切り分ける仕組みです。被援助者の支払額と法律専門職報酬を切り分け、公費によって法律専門職への適正な報酬水準を確保する仕組みについても検討が必要と考えます。

これにより、DV 案件等の困難事案についても、法律専門職が継続的に受任しやすい環境整備につながることを期待されます。また、現在の制度運用については、法律専門職の負担感に依拠している側面もあることから、継続的に支援を担えるなど持続可能性の観点を踏まえた制度設計が重要と考えます。

2. 法テラスを核とした「地域司法プラットフォーム」の構築

民事法律扶助制度を実効的に機能させるためには、法テラスが地域の関係機関をつなぐプラットフォーム機能を担う視点も重要と考えます。現在、DV 被害者支援、障がい特性への配慮、自殺企図等により精神的に不安定な状態にある被援助者への対応など、複合的課題を抱える案件においては、法律専門職が法的支援に加え、生活支援や福祉的対応まで抱え込む状況が生じる場合があります。こうした状況は、受任に当たっての心理的・実務的負担につながる要因の一つになっていると考えられます。

この課題を解決するためには、広島県災害復興支援士業連絡会と地域支え合いセンターとの連携のような『地域ネットワーク（多職種連携）』の仕組みを、プラットフォームの参照モデルとすることが考えられます。この仕組みにおける専門家派遣事業では、法テラス広島が事務局機能を担い、法律・福祉・医療・技術分野等の専門職を地域支援につなぐ体制が構築されています。法律専門職が法的支援に専念しつつ、必要に応じて精神保健、福

祉サービス、就労支援等の地域資源へ円滑につながる体制が整備されれば、困難事案への対応力向上にもつながると考えられます。

以上のことから、法律専門職の孤立防止や負担軽減、そして民事法律扶助制度の持続可能性の向上のためには、法テラスが地域資源をつなぐハブ機能を担い、多職種が連携して支える「地域司法プラットフォーム」の構築といった、法テラスによる地域連携機能の強化が必要と考えます。